

事業概要

企 画 課

機構改革

横浜市では、新時代行政プラン・アクションプランに基づき、行政サービスに対する市民満足度の一層の向上を目指して、簡素で効率的・効果的な執行体制を確立するため、平成17年度、平成18年度の2年間にわたって局再編成を行った。消防局関係については、市民がより安全に、安心して暮らせる都市横浜を確かなものにするため、火災や大規模災害に加えて、防犯対策、テロ対策など、さまざまな危機への迅速かつ的確な取組を推進していく「安全管理局」の設置について検討を進め、平成18年4月1日からスタートすることとなった。

消防体制の再構築

消防車両等の走行時間・距離などのデータ収集と分析を行い、現行基準の課題等を踏まえた新たな署所配置基準の策定に向けて検討した。平成18年度は、内部だけでの検討ではなく外部の有識者などからの意見を聴くなど客観性・実行性の高い新たな署所配置基準を策定する。

防災機能の強化

局内では課題検討チームや関係課による検討を行うとともに、関係局区による検討、調整を行い、平成18年4月1日から、夜間・休日の大規模災害発生時に区役所の体制が整うまでの間、消防署が区役所に代わって実施できる基本的事項について決定した。

職場風土の改革

消防局と消防署が参画した改革推進体制のもと、「市民のための改革」を進めるため、オフサイトミーティングの実施や、公募制チームを設置し、「安全・安心サポート」「初動体制の充実」の検討を行った。

また、各所属の取り組んできた成果を振り返り、良いものは他の職場でも積極的に導入することで、市民サービスの向上や新たな改革への取組につなげる「改革の連鎖」を狙いとし、改革事例発表会「119風いいじゃん祭2005」を平成18年1月30日に開催した。

そのほか、各所属の改革推進スポンサー（運営責任職から公募）のうち、6消防署を対象に、リーダー育成研修を実施し、職場での取組の振り返りを通じて、スポンサーシップの醸成や改革マネジメント手法の習得を図った。

消防局改革推進プランの策定

横浜の新しい「長期ビジョン」を見据えて、おおむね10年後の横浜消防の目指すべき姿を描き、その実現に向けた制度や体制の見直しなど、3か年の具体的な行動計画を示した「消防局改革推進プラン」を策定した。「消防局改革推進プラン」については、平成18年度に策定する次期中期計画に反映する移行プランと位置付けている。

「消防署（地域）発」の事業を展開する仕組みの創設

地域特性や市民ニーズを十分に把握している消防署が、自ら施策を立案し、実施できる仕組みとして、消防署自主企画事業提案の募集を行い、消防署発の24事業が平成18年度に実施されることとなった。

電子市役所推進計画への対応

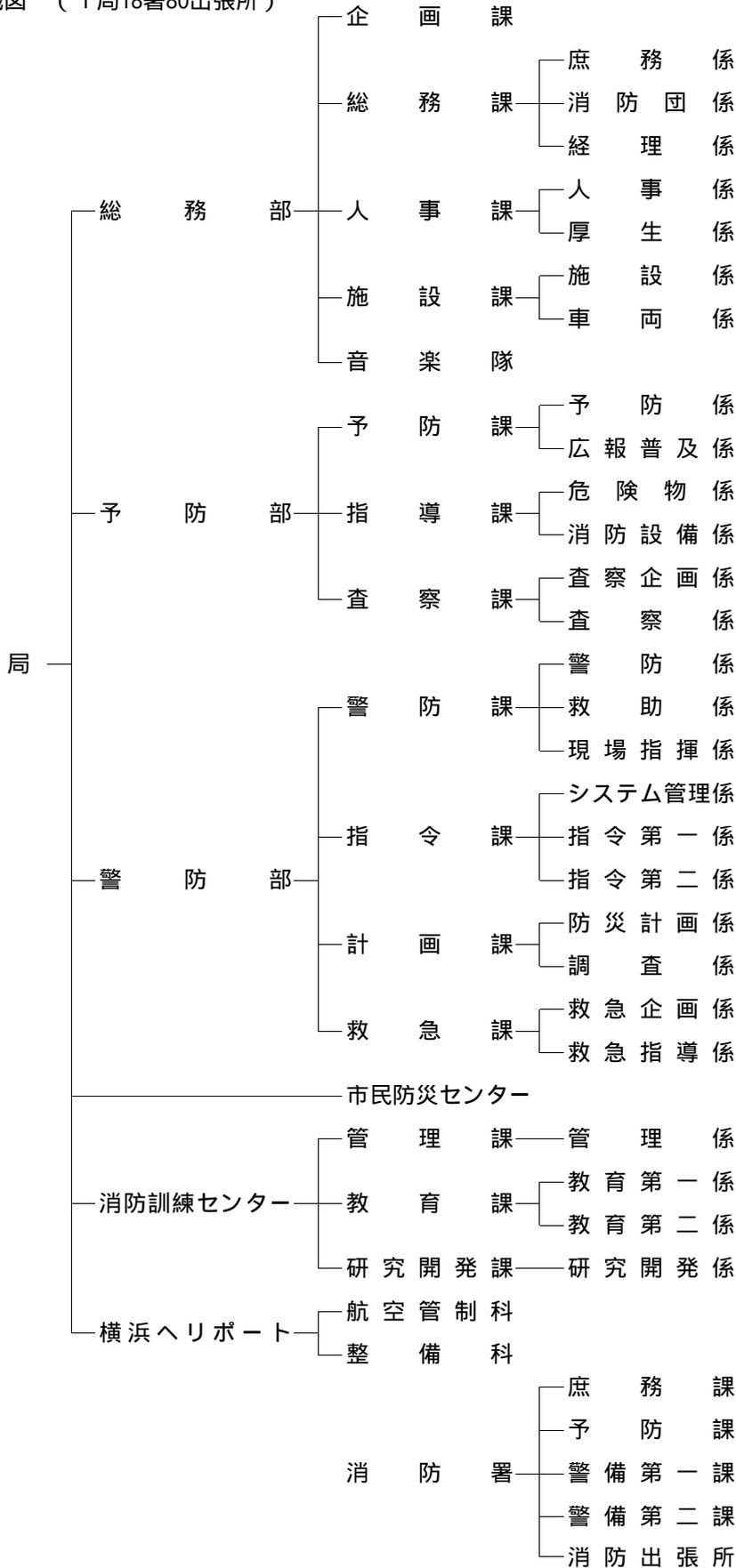
横浜市電子市役所推進計画に基づく文書管理システム（電子決裁）、電子申請及び庶務事務集中化の推進に向けた取組として、横浜市行政情報ネットワーク（YCAN）接続専用回線の敷設及び端末機の増設等の情報基盤整備の充実を図った。

消防情報ネットワークの適正な運用管理

法令等の改正に伴うプログラム改善、システムの適正な運用管理に必要な保守や情報管理に関する教育等を行い、消防総合情報管理システムの適正な運用管理を行った。また、消防情報ネットワークにおいて個人情報等の様々な情報資産を取り扱うことから研修や情報セキュリティに関する監査の実施し職員の情報セキュリティ意識の向上を図った。

消防組織

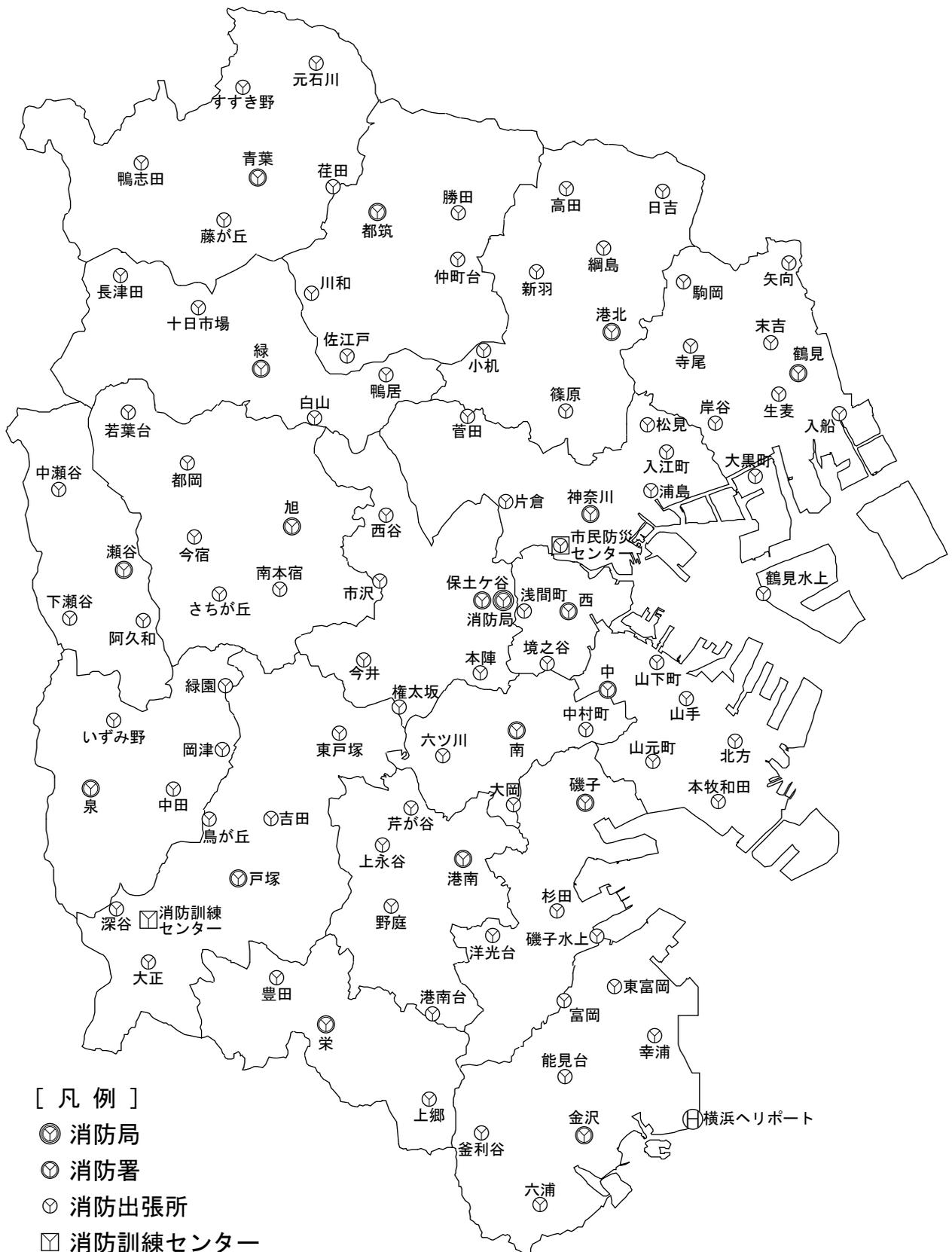
消防組織図 (1局18署80出張所)



消防署	支署	課	出張所	支署	出張所		
消防署 — 18 —	鶴見	庶務課	生麦消防出張所	金沢	東六富岡		
		予防課	大黒町		六富岡		
	警備第一課	未吉	"	"	釜利谷		
		入船	"		幸能見		
	警備第二課	矢向	"	"	綱島		
		岸谷	"		日篠吉		
	神奈川	"	寺尾	"	港北	綱島	
			駒岡	"		"	日篠吉
			鶴見水上	"			高田
			入江町	"		"	小机
浦島			"	十日市場			
菅田倉	"	長津田					
西	"	松見	"	緑	白山		
		浅間町	"		藤が丘		
中	"	境之谷	"	青葉	元志野		
		山手	"		すすき		
		山下町	"		荏荏		
		山元町	"		荏荏		
		本牧和田	"		荏荏		
南	"	中村町	"	都筑	勝田和		
		大岡川	"		佐江戸		
港南	"	芹が谷	"	戸塚	仲町台		
		野庭	"		大吉正		
		港南台	"		鳥が丘		
保土ヶ谷	"	上永谷	"	栄	深谷		
		西陣	"		"	豊郷	
		本井坂	"			岡津	
		今太坂	"		"	中野園	
権太坂	"	いずみ					
旭	"	さちが丘	"	瀬谷	緑中瀬		
		都本宿	"		"	下瀬	
		南葉台	"			阿久和	
		若市今	"			阿久和	
		杉田	"		阿久和		
磯子	"	磯子水上	"	"	阿久和		
		洋光台	"		阿久和		

■ 消防局・消防署・消防出張所等の配置図

平成18年3月31日現在



[凡 例]

● 消防局

⊙ 消防署

⊖ 消防出張所

▣ 消防訓練センター

⊞ 市民防災センター

⊕ 横浜ヘリポート

条例・規則等の制定・改廃

平成 17 年

公布年月日 (施行・適用年月日)	種類・番号	題 名	制 定 ・ 改 廃 の 理 由 及 び 内 容 要 旨
17.1.6 (17.1.17) (17.1.31)	消防局達 第 1 号	本署、出張所受持区域規程の一部改正	港北区及び都筑区における町区域の設定及び変更が行われること並びに都筑区二の丸の受持出張所を見直したことに伴う関係規定の整備 <新設> 港北区：北新横浜一丁目、北新横浜二丁目 緑 区：長津田みなみ台一丁目、長津田みなみ台二丁目、長津田みなみ台三丁目、長津田みなみ台四丁目、長津田みなみ台五丁目、長津田みなみ台六丁目、長津田みなみ台七丁目
17.1.25 (17.1.25)	消防局達 第 2 号	警防規程の一部改正	消防隊等による巡回警戒を規定
17.2.14	消防局公告 第 1 号	平成16年度防火管理者資格取得講習の追加開催	平成16年度実施の甲種防火管理講習の追加開催を公告
17.3.24 (17.4.1)	消防局達 第 3 号	横浜市救急救命士養成所教育規程の一部改正	養成所の建替えに伴う設置に係る規定の整備並びに課程名及び養成所の名称の変更
17.3.25 (17.4.1) (18.4.1)	横浜市条例 第60号	横浜市火災予防条例の一部改正	甲種防火管理再講習の手数料及び防火管理講習修了証の再交付手数料の徴収に伴う関係規定の整備
17.3.25 (17.3.25)	消防局告示 第 1 号	横浜市火災予防条例第 4 条第 1 項第 1 号及び別表第 3 備考 3 の規定により消防長が指定するものの一部改正	労働安全衛生法施行令の一部改正による「石綿」の使用禁止に伴う関係規定の整備
17.3.30 (17.3.30)	消防局達 第 4 号	消防章等の制式に関する規程の一部改正	出場標示板、訓練旗等の廃止及び防火衣装着時に着用する腕章の規定化
17.3.30 (17.4.1) (17.6.1)	消防局達 第 5 号	横浜市火災予防査察及び違反是正措置に関する規程の一部改正	略式の代執行に係る規定及び処分に係る教示の整備
17.3.30 (17.3.30)	消防局達 第 6 号	警防規程及び横浜市消防局航空機運航管理規程の一部改正	航空救助体制の見直し、第 3 出場以上の災害における支援体制の見直し等に伴う関係規定の整備

17.3.30 (17.5.1)	消防局達 第7号	消防災害通信取扱規程の一部改正	石油コンビナート災害出場計画の見直しに伴う 出場指令種別及び指令内容の整備
17.3.30 (17.4.1)	消防局達 第8号	横浜市消防局応急手当普及啓発規程の一部改正	自動体外式除細動器の導入による各講習のカリ キュラムの改訂等に伴う関係規定の整備
17.3.30 (17.3.30)	消防局達 第9号	横浜市消防局航空救助員に関する規程の全部改正	航空救助体制の見直しに伴う全部改正
17.3.31 (17.4.1)	横浜市規則 第56号	横浜市火災予防規則の一部改正	甲種防火管理再講習の導入に伴う受講申請書及 び講習修了証再交付申請書の整備
17.3.31 (17.4.1)	消防局告示 第2号	防火管理者資格取得講習の実施方法の一部改正	甲種防火管理再講習の導入に伴う関係規定の整 備
17.3.31 (17.4.1)	消防局告示 第3号	横浜市火災予防条例第69条の3の規定により消防長が指定する防火対象物の廃止	防火管理実務講習の廃止に伴う告示の廃止
17.4.1 (17.4.1)	横浜市規則 第70号	横浜市事務分掌規則等の一部改正(横浜市消防局組織規則の一部改正)	副局長の導入及び警防部計画課の事務分掌の見 直しに伴う関係規定の整備
17.4.1	消防局公告 第5号	平成17年度甲種防火管理講習等の実施について	平成17年4月から平成18年3月までに実施する 講習の公示
17.4.1 (17.4.1)	消防局達 第10号	消防署組織規程及び横浜市消防局、消防署係設置規程の一部改正	警防部計画課の事務分掌の見直し等に伴う関係 規定の整備
17.4.1 (17.4.1)	消防局達 第11号	消防局長等代理順序規程等の一部改正	副局長の導入及び建築局の局再編成に伴う関係 規定の整備 ・横浜市消防局建築防火事務処理規程 ・横浜市消防局開発事務取扱規程
17.4.1 (17.4.1)	消防局達 第12号	横浜市火災予防条例に基づく防火管理等の講習の実施に関する規程の一部改正	甲種防火管理再講習の導入に伴う関係規定の整 備
17.4.1 (17.4.1)	横浜市告示 第166号	甲種防火管理講習等受講手数料の収納事務の委託	甲種防火管理講習等受講手数料の収納事務の委 託を告示
17.6.24 (17.6.24)	横浜市条例 第65号	横浜市手数料条例の一部改正	浮き屋根式特定屋外タンクに係る手数料の設定

17. 6.24 (17.6.24) (17.10.1) (17.12.1) (17.4.1)	横浜市条例 第89号	横浜市火災予防条例の一部改正	少量危険物の取扱等の基準についての整理、燃料電池発電設備及び再生資源燃料の取扱い等についての規定化、煙突の基準の改正、石綿に係る規定の削除、罰則規定の整備等に伴う関係規定の整備
17.7.25 (17.8.1)	横浜市規則 第111号	横浜市消防局消防職員委員会規則の一部改正	委員会の開催時期、意見取りまとめ者の設置及び審議結果の周知について規定
17.8.1 (17.8.1)	消防局達 第13号	横浜市消防局消防職員委員会に関する規程の一部改正	意見取りまとめ者の推薦等に関して規定
17.9.1 (17.9.1)	消防局達 第14号	横浜市消防団員等教育規程の全部改正	消防学校の教育訓練の基準の改正により消防団教育を見直したことに伴う全部改正
17.9.9 (17.10.3)	消防局達 第15号	警防規程の一部改正	中第2救急隊配置に伴う関係規定の整備
17.9.22 (17.10.1)	横浜市規則 第120号	横浜市火災予防規則の一部改正	燃料電池発電設備の届出に関する規定の整備、定員標示板の様式の改正等
17.9.29 (17.9.29)	消防局告示 第4号	横浜市火災予防条例第4条第3項第3号、第14条第1項第9号及び第22条第1項第13号の規定により消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者 の一部改正	燃料電池発電設備の取扱いについて条例に規定したことに伴う関係規定の整備
17.9.30 (17.9.30)	横浜市条例 第108号	横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正	水防法の条の繰り下げに伴う関係規定の整備
17.10.7 (17.10.31)	消防局達 第16号	本署、出張所受持区域規程の一部改正	西区及び港北区における町区域の設定、変更及び廃止に伴う関係規定の整備 <新設> 西区：みなとみらい五丁目 港北区：新吉田東七丁目、新吉田東八丁目 <廃止> 西区：緑町
17.11.30 (17.11.30)	横浜市規則 第138号	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例（平成17年6月横浜市条例第89号）の一部の施行期日を平成17年12月1日とするもの

17.11.30 (17.12.1)	横浜市規則 第140号	横浜市火災予防規則の一部を改正する規則	横浜市火災予防条例の条の繰り下げに伴う関係規定の整備
17.11.30	消防局達 第17号	消防局指名業者選定委員会規程の廃止	一般競争入札等の導入に伴う規程の廃止
17.12.26 (18.1.1)	消防局達 第18号	火災等調査規程の一部改正	火災調査等のあり方の見直し、消防庁が定める調査報告要領との整合を図ること等に伴う関係規定の整備
17.12.28 (18.4.1)	横浜市条例 第126号	横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	局再編成による局名変更に伴う関係規定の整備 ・横浜市消防職員賞じゅつ条例
17.12.28 (18.6.1)	横浜市条例 第127号	横浜市火災予防条例の一部改正	住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について規定

(企画課)

総務課

儀式・行事

消防出初式の開催

平成 18 年

区 別	月 日	場 所	区 別	月 日	場 所
西	1月5日	県立横浜平沼高等学校	中	1月7日	横浜情報文化センター
南	"	南公会堂及びその周辺	旭	"	県立産業技術短期大学校校庭
港南	"	港南ふれあい広場	港北	"	日産スタジアム駐車場
磯子	"	磯子公会堂及び磯子区総合庁舎周辺	戸塚	"	戸塚公会堂・戸塚小学校・柏尾川
金沢	"	金沢公会堂	泉	"	泉区役所1階区民ホール、区民広場、和泉川測道
青葉	"	青葉公会堂及び青葉区総合庁舎第2駐車場	瀬谷	"	瀬谷公会堂及び周辺
鶴見	1月6日	曹洞宗大本山總持寺大駐車場	神奈川	1月8日	反町公園イベント広場
保土ヶ谷	"	星川グラウンド	緑	"	十日市場消防訓練場
栄	"	栄公会堂	都筑	"	(独)都市再生機構神奈川地域支社管理地

(総務課)

横浜市議会・委員会関係

定例会・委員会関係

平成17年中

区 分	月 日	議 案 等
第1回市会定例会	2月16日	市第77号議案 平成17年度横浜市一般会計予算(関係予算) 市第119号議案 横浜市火災予防条例の一部改正
予算第1・第2 特別委員会	3月1日	総合審査
予算第2特別委員会	3月7日	消防局審査
第2回市会定例会	6月7日	市第3号議案 横浜市手数料条例の一部改正 市第27号議案 横浜市火災予防条例の一部改正
第3回市会定例会	9月15日	市第58号議案 横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正 市第72号議案 高規格救急車の取得
決算第1・第2 特別委員会	10月7日	総合審査
決算第2特別委員会	10月17日	消防局審査
第4回市会定例会	12月7日	市第105号議案 横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正 市第106号議案 横浜市火災予防条例の一部改正

(総務課)

平成17年 環境事業緑政消防委員会・道路消防委員会

平成17年中

月 日	備 考
3月17日	市第77号議案 平成17年度横浜市一般会計予算（関係部分） 市第119号議案 横浜市火災予防条例の一部改正
4月1日	横浜市委員会条例の改正に伴い道路消防委員会へ移行
4月13日	視察（横浜市救急救命士養成所）
5月9日	視察（消防指令センター）
5月13日	附属機関の開催状況について
6月6日	事業概要について
6月15日	市第3号議案 横浜市手数料条例の一部改正 市第27号議案 横浜市火災予防条例の一部改正
6月30日	視察（横浜市救急救命士養成所）
7月25日	消防法改正に伴う住宅用火災警報器等の設置義務化に係る火災予防条例の改正素案に対する市民意見の募集について（パブリックコメントの実施）
9月2日	救急患者の搬送等について 出場指令を誤った火災の火災性状解析結果について 「よこはま救急改革特区」提案結果について
9月27日	市第58号議案 横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正 市第72号議案 高規格救急車の取得
11月14日	局再編成について 消防法改正に伴う住宅用火災警報器等の設置義務化に係る火災予防条例の改正素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント）結果について 国民保護法における消防機関の役割等について 脳血管疾患傷病者の病院搬送状況について
12月19日	市第105号議案 横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正
20日	市第106号議案 横浜市火災予防条例の一部改正
12月26日	視察（横浜市民防災センター、激励）

（総務課）

平成17年 情報化社会推進・災害対策特別委員会

生活安全・危機管理・情報化社会特別委員会

平成17年中

月 日	備 考
1月28日	新潟県中越地震について
5月12日	災害対策の推進について
6月24日	危機管理対策の推進について（生活安全・危機管理・情報化社会特別委員会）
10月3日	当局案件なし

（総務課）

消防団事務

事業概要

(1) 組織

横浜市消防団の設置等に関する条例に基づき、21団122分団500班8,364人の構成をもって組織され、団員は非常勤として地域防災の任にあっている。

(2) 消防団に対する活動奨励費の交付

火災、風水害、各種訓練などの消防団活動に対する活動費として、各消防団に活動奨励費を交付した。

(3) 消防団員の被服の更新

消防団員に貸与する制服等の被服について、取得対象者を消防団員個人から消防団への組織貸与に変更し、各消防団に対して更新を行い処遇の改善を図った。

(4) 福利

ア 健康診断

職場等における健康診断等が受けられない消防団員718人に対し健康診断を実施した。

イ 表彰（平成17年度）

現消防団員に対しては永年勤続等の表彰を行い、退職消防団員にあつては叙勲によりその労がねぎらわれた。

春の生存者叙勲		神奈川県知事	
瑞宝単光章	4人	永年勤続優良表彰（50年）	3人
秋の生存者叙勲		〃（30年）	66人
瑞宝双光章	1人	〃（20年）	147人
瑞宝単光章	3人	神奈川県消防協会長	
高齢者叙勲		表彰旗	1団体
瑞宝単光章	1人	竿頭綬	1団体
死亡叙勲		功績章	84人
瑞宝単光章	1人	勤続章	150人
消防庁長官		精勤章	816人
表彰旗	1団体	横浜市長	
竿頭綬	1団体	永年勤続50年表彰	3人
功労章	1人	永年勤続30年表彰	66人
永年勤続功労章	21人	永年勤続20年表彰	147人
日本消防協会長		勤務成績優秀表彰	100人
功績章	10人	消防局長	
精績章	21人	永年勤続10年表彰	161人
勤続章	60人	勤務成績優秀表彰	100人

(5) 公務災害補償

平成17年度の補償状況

ア 消防団員	14人	1,437,422円
イ 消防作業従事者等	2人	43,512円
ウ 遺族補償(年金)	1人	1,641,100円
	計	3,122,034円

(6) 退職団員に対する報償

平成17年度の退職団員に対する報償は、5年以上10年未満を勤務した70人の消防団員に10,122千円(1人平均144,600円)の退職報償金を、10年以上勤務して退職した187人の消防団員に対し、81,952千円(1人平均438,246円)の退職報償金をそれぞれ支給した。

また、退職者に対しては記念品及び感謝状を贈呈し、その労をねぎらった。

(7) 消防団資機材整備事業の推進

ア 可搬式小型動力ポンプの整備

可搬式小型動力ポンプについては、15年以上経過したポンプについて順次計画的に更新整備を行っている。平成17年度は34台の更新を実施し、消防団消防力の充実強化を図った。

イ 災害活動器具の整備

市内各器具置場に地震対策及び水防対策器具として、金てこやスコップなどを配置しているが、すでに配置した機器の破損、劣化が著しいことから配置機器の内容について再考し、従来の対策器具を統合し「災害活動器具」として、平成14年度から4か年計画で市内476全器具置場への配置を目標に、平成17年度は116組を配布した。

1組内訳：万能破壊器具(5本)、ハンマー(2本)、鋸(5本)、スコップ(6本)、ヘッドランプ(10個)、平担架(1台)

(8) 可搬式小型動力ポンプ積載車購入補助事業の推進

昭和47年度から、可搬式小型動力ポンプ台車付を配備していたが、積載車の導入要望が多く昭和54年度から積載車を購入する自治会・町内会等に対し上限額240万円の補助事業を行っている。

平成17年度においては、NOx・PM法の規制に基づき特例猶予期間の終了する車両の更新13台、経年劣化による更新6台、計19台の補助事業を完了した。

(9) 器具置場建設補助事業の推進

消防団の地域における活動拠点としての器具置場は、昭和59年度から地域の実情にあったものが建設できるように建設補助制度を導入し、現在その上限額を250万円とし器具置場の建替及び増強整備を図っている。

平成17年度においては、更新3棟の補助事業を完了した。

(10) 器具置場環境整備補助事業の推進

消防団器具置場は、消防団活動に必要な積載車や活動資機材を保管する場所として位置付けられているが、総務省消防庁から、「新時代に即した消防団のあり方検討会」報告に女性消防団員確保推進に伴う環境整備としてトイレ等の整備が提唱されていること、地域からの要望が強いことから、平成16年度より地元自治会・町内会がトイレ等設備を設置する際に補助を行い、器具置場環境整備の推進を図った。

平成17年度においては、5棟の補助事業を完了した。

(11) 訓練の推進

消防団災害防御活動がより円滑化するように、可搬式小型動力ポンプによる火災防御訓練を始め、各消防団器具置場に配置されているチェーンソーなどの地震対策用救助資機材や災害活動用器具等を用いた訓練指導が実施された。

また、消火訓練の一貫として各消防団においてポンプ操法訓練が行われ、次のとおり横浜市消防操法技術訓練会（消防団の部）を開催した。

実施日時	平成17年10月29日（土）10時00分～12時30分
実施場所	横浜市戸塚区深谷町777 横浜市消防訓練センター訓練場
出場隊	21隊（各消防団1隊）
成績	最優秀賞 旭消防団 優秀賞 鶴見消防団 緑消防団 大岡消防団 優良賞 都筑消防団他16団

交通事故処理

1 事故発生の概要

平成17年度の交通事故の発生件数は35件で、前年の48件に対し13件の減となった。事故別では、人身事故1件、人身・物損事故3件、物損事故31件であった。

2 過失区分の分析

発生した35件のうち、当方過失10件（29%）、自過失10件（29%）、双方過失6件（17%）、相手方過失（被害事故）9件（26%）であった。

3 交通事故の分析

(1) 車種別では、消防車13件、救急車15件、その他の車両7件で、事故比率は、消防車（37%）、救急車（43%）、その他の車両（20%）で、消防車が9%減、救急車8%増、広報車等のその他の車両が1%増であった。

(2) 用務別

- ・緊急出場時 8件（23%）（内訳：消防車5件、救急車3件）
- ・業務連絡・訓練時 21件（60%）（内訳：消防車6件、救急車8件、その他の車両7件）
- ・災害・救急活動中 6件（17%）（内訳：消防車2件、救急車4件）

消防団長会各検討委員会における検討結果

消防団組織の活性化と消防団活動の充実等を図るため、横浜市消防団長会では平成16年度に「消防団組織検討委員会」、「消防団員確保等検討委員会」及び「被服・装備検討委員会」の3つの検討委員会を設置して、消防団組織のあり方や消防団員確保対策、被服や装備の効率的な整備について検討を進めてきたが、平成17年度も継続して検討を行った。

1 消防団組織検討委員会

(1) 消防団員の定数の見直し等について

国の「消防力の整備指針」（平成17年6月改正）により、消防団員数の算出基準が新たに定められ、この基準を基に横浜市の消防団員数を算出し、現行の定員、実員に照らし団の運営に支障がないかの検討を重ね、新たな定員を8,305人に定めた。

これにより、「横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部について、平成18年4月1日改正した。

(2) 班及び分団の再編成、可搬式小型動力ポンプ等の再配置の検討について

消防団組織における基礎的単位である班の再編成及び消防団本部と班の中間に位置する分団の再編成並びに災害応急活動をするための拠点である器具置場の再配置について、各編成基準に基づき地域事情を踏まえた計画を作成した。

今後は、平成20年3月を目標として、再編成を進めていく。

2 消防団員確保対策検討委員会

(1) 消防団員の資格要件改正等について

消防団員の退団を抑制し、新規入団者を確保するために、消防団員の資格要件を緩和することについて検討し、これまでの「居住する者」に新規要件として「勤務し、又は在学する者」を加えた。

これにより、「横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の資格要件と「失格条項」を改正した。

(2) 活動実績の把握について

平成17年度から、団員一人ひとりの活動実績を把握するために「活動実績簿」を作成し、消防団員の処遇及び表彰制度のあり方等について検討を開始した。

また、消防団員減少の抑止対策や若年層消防団員の確保方策について検討した。

(3) 消防団ホームページの開設について

当局の公設ホームページの中に各消防団のホームページを開設し、消防団の広報活動を積極的に行った。

3 被服・装備検討委員会

(1) 更新被服、装備品の取得方法の変更

更新被服貸与を個人から消防団組織に変更し、団ごとに配付されたポイントの中で取得できる方法や、新入団員の被服貸与方法について検討した。

(2) 装備品の貸与方法の変更

消防ホースや防火衣等装備品の貸与方法について検討した。

(3) 小型動力ポンプ積載車の製作と配置

小型動力ポンプ積載車を本市において製作し配置することについて検討した。

人 事 課

職員配置・勤務体制の適正な管理・運営

救急件数の増加への対応や事務執行体制の効率化を念頭に入れた正規職員の再雇用嘱託員化等による職員定数の見直しを行った結果、平成17年度の職員定数は、3,365人（昨年度比9人増）とした。

また、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、既存の執行体制にとらわれない新たな執行体制の検討を16年度から引続き関係各課とともにを行った。

消防職員委員会の運営

勤務条件等の改善などに関する職員の意見を事務に反映させ、消防事務の円滑な運営に資することを目的とした「消防職員委員会」を平成17年7月19日、21日に開催した。第10回となる平成17年度は45件の意見を審議した。

【職員意見審議状況】

平成17年度

意 見 区 分			計
勤務条件関係	被服装備関係	設備機械関係	
27 (281)	8 (74)	10 (101)	45 (456)

() 延べ数・・・第1回～第10回の総数

(人事課)

〔平成17年度に改善された主なもの（一部改善含む。）〕

ペア運用の見直しについて

超過勤務の適正管理について

寝具のサイズの改善について

執務環境の改善(寝室の改善、ホース干場の改善等)

人事事務

1 職員採用状況

平成17年4月1日付で、大学卒程度区分から54人、高校卒程度区分から23人の計77人を採用した。

2 人事異動

職場の活性化及び職員の資質向上と士気高揚を図るため、新規採用者の配置、昇任、4月及び10月の定期等人事異動を行った。

3 昇任試験

消防司令、消防司令補及び消防士長の昇任試験を次のとおり実施した。

平成17年度

区 分	申込者	受験者数	合格者数	倍 率
消防司令 (司令)	34	29	7	4.1
消防司令 (司令)	61	46	8	5.8
消防司令補	318	303	51	5.9
消防士長 (第一部)	498	487	84	5.8
消防士長 (第二部)	4	4	4	1.0

(人事課)

新たな再任用制度の導入に向けての取組

新たな再任用制度の雇用ポストとして、再雇用嘱託員ポストを4増（予防課1、救急課1、鶴見消防署2）し、計24ポストとした。

健康管理体制の充実

健康診断及び予防接種等の疾病予防対策並びに栄養面を中心とした健康保持増進対策を推進した。

職員の健康管理については、各所属に衛生管理者、衛生推進者等による衛生委員会を置き、衛生管理体制の万全を期すとともに、健康管理医による職場巡視を実施し、庁舎内の衛生環境整備、職員への衛生教育の実施等、衛生管理面の充実強化を図った。

また、業務遂行における公務能率の確保及び勤労意欲の向上を図るために、健康管理が基本的で、かつ、重要な要素であることから、次の健康診断及び予防接種等を実施し、疾病等の予防と適切な事後措置・指導を行った。

1 健康診断及び予防接種等の実施状況

- (1) 一般定期健康診断及び生活習慣病総合検診
全職員を対象に、3,365人が受診した。
- (2) 健康の保持に必要な就業上の措置を講ずるための診査
該当の5人が受診した。
- (3) 特定業務従事者健康診断
隔日勤務者を対象に、2,637が受診した。
- (4) 救急救助隊員特別検診
救急救助隊員を対象に、B型肝炎抗原抗体検査・B型肝炎ワクチン接種及び心電図検査について912人が受診した。
- (5) 船舶機関員特別検診
消防艇の機関員を対象に、聴力検査について13人が受診した。
- (6) 破傷風予防接種
全職員を対象に、該当となる654人が接種した。

2 衛生・保健指導等の実施

職員と職場の適正な衛生環境の維持向上を図るため、福祉保健センター職員（食品衛生監視員）による食品衛生指導等を行った。

また、健康診断の結果に基づき生活習慣病の予防及び健康増進のため、委託派遣保健師による保健指導を行った。

3 環境衛生薬品の整備

職員の健康保持と衛生環境の整備を目的に、薬品等を購入するための予算を配付した。

4 作業服等洗濯用洗剤の整備

衛生面の充実を図るため、活動服、救急服及び救助服の洗濯用洗剤を購入するための予算を配付した。

5 衛生用品の整備

隔日勤務者の共同炊事用品等を整備するための予算を配付した。

余暇利用支援の推進

有効な余暇利用を図るため、横浜消防生活協同組合を中心として、職員のニーズに合ったレクリエーション活動の充実を図った。

また、余暇活用の多様化に対応した支援方を検討し推進した。

1 文化・自然と親しむ事業

- (1) マス釣り (6月5日・70人参加)
- (2) ジャガイモ掘り(6月25日・135人参加)
- (3) なし狩り (8月21日・90人参加)
- (4) 地引き網 (9月10日・51人参加)

2 その他

- (1) 横浜スタジアム野球観戦補助事業(利用者:344人)
- (2) Jリーグサッカー観戦補助事業(利用者:64人)

体育・文化活動の充実

職員の親睦を図るとともに、一人ひとりが健康で豊かな生活を向上させるため、横浜消防生活協同組合を中心として、体育・文化活動等を支援した。

1 文化活動

(1) 新職員の歓迎

平成17年4月1日付採用の職員77人に対して記念品を贈呈した。

(2) 名所散策

10月15日、鎌倉を中心とした古寺、旧跡を散策しました。(参加者:24人)

(3) 横浜消防美術展

11月18日～11月20日の3日間、「第37回横浜消防美術展」を横浜産貿ホールにおいて開催した。
(参加者:519人)

(4) ファミリーコンサート

12月4日神奈川県立音楽堂において開催した。(参加者:637人)

(5) 新成人に対する記念品の贈呈

1月10日、成人者11人に対して記念品を贈呈した。

(6) 退職者に対する記念品の贈呈

永年、当局の職員として貢献され、退職される方々53人に対して記念品を贈呈した。

2 体育活動

(1) 消防職員スポーツ大会

年間を通じ、各種スポーツ大会(ソフトボール、軟式野球、テニス、バレーボール、バトミントン、ハンドボール、サッカー、卓球、ベンチプレス、ゴルフ、バスケットボール、綱引、駅伝)を実施した。

(2) 市職員体育大会

年間を通じ、各種スポーツ大会(テニス、バトミントン、バレーボール、卓球、軟式野球、ミニサッカー、綱引、バスケットボール)に参加した。

魅力ある服制の推進

局再編成に伴う組織名称の変更及び被服等の統廃合により、横浜市消防吏員制服規則及び横浜市消防吏員の被服等に関する規程の一部改正を行った。

- 1 横浜市消防吏員制服規則の改正内容
 - (1) 局再編成に伴う局長名の改正(「消防局長」を「安全管理局長」に改正)
 - (2) 夏制服及び夏制帽の変更に伴う改正
 - (3) 合服及び合制帽の廃止に伴う改正
 - (4) 階級章及びえり章の製式の改正
- 2 横浜市消防吏員の被服等に関する規程の主な改正内容
 - (1) 組織名称の変更に伴う関連被服等の表示の改正
 - (2) 水上活動服の廃止
 - (3) 横浜消防エンブレムの規定
 - (4) 活動帽、救助服、救助帽の形状の改正

惨事ストレス対策の体制整備と推進

悲惨な災害現場に出場した場合に起こりうる消防隊員・救急隊員の惨事ストレスに対処するため、隊長等に対する講習会の実施や基礎的なカウンセリング技術を身につけた職員の養成など、ストレスケアの推進と体制の整備を図った。

- 1 基礎講習会の開催
基礎知識に関する講習会を2回実施した。(6月27日・28日:92名)
- 2 消防隊長等基礎講習会の開催
消防隊、救助隊及び救急隊等の隊長を対象として、基礎知識と部隊ミーティングの実施要領を習得させる講習会を2回実施した。(10月31日・11月1日:98名)
- 3 ヒアリングリーダー養成講習会の開催
ヒアリングリーダー養成講習修了者19名に対し、災害活動報告会実施時の進行役として必要なカウンセリング技法等を継続的に習得させるため、再教育を実施した。(12月8日・9日:19名)

公務・通勤災害の防止対策の推進

職員の公務・通勤災害の発生状況を資料としてまとめ、それを基として各所属や職場改善推進委員会等において事故防止教育・事例検討を行った。

施設課

■ 消防庁舎の整備

都筑消防署北山田消防出張所（仮称）及び併設する消防職員待機宿舎の建設に伴い、3か年事業の2年目として建設工事に着手した。（18年10月竣工予定）

■ 消防庁舎の長寿命化の推進

庁舎の目標耐用年数を70年として策定した「消防庁舎長寿命化のための保全規準」に基づき、屋上防水工事4か所、外壁塗装工事3か所、空調設備更新工事3か所、オーバーヘッドドア更新工事1か所、ホース吊上機更新工事1か所、給排水管等更新工事1か所、電気設備更新工事4か所の保全工事を計画的に実施した。

■ 執務環境の整備・改善

「消防庁舎長寿命化のための保全規準」に該当しない庁舎の執務環境の整備・改善を推進するため、救急消毒室の設置、女性用寢室の整備、屋上防水、庁舎外装の改修、厨房設備の更新、事務機のフリーアドレス化（試行の拡大）、オーバーヘッドドア・ホース吊上機の整備、寢室の防音化、訓練室の照明整備等を行った。

■ 消防車両の整備

1 車両購入（増車）	（計1台）
救急車	1台（中第2）
2 車両購入（更新）	（計38台）
小型車	2台（西第1、磯子第1）
水槽車	5台（上永谷、金沢第2、幸浦、青葉第2、都筑第2）
ミニ車	4台（岸谷、入江町、綱島、東戸塚）
化学車（Ⅲ型）	1台（浦島）
指揮車	7台（鶴見、神奈川、中、保土ヶ谷、港北、緑、戸塚）
資機材搬送車	1台（防災センター）
輸送車	2台（音楽隊、施設課）
危険物連絡車	6台（神奈川、西、港南、金沢、港北、緑）
防災指導車	1台（保土ヶ谷）
救急車	9台（岸谷、生麦、菅田、中、野庭、洋光台、緑、東戸塚、栄）

■ 消防車両における環境対策の推進

ディーゼル車から排出される有害な黒煙（粒子状物質）を除去する装置を16台の消防車両に装着した。

音楽隊

■ 防災ふれあいコンサート等の推進

市民に防火防災を呼びかけることを目的とし、各消防署との共催で防災ふれあいコンサートを実施した。平成17年度は、延べ30回を実施し、12,710人の市民に対し積極的な消防広報活動を展開した。

その内容は、次のとおりである。

平成17年度

区 別	場 所	実施回数	観客動員数（人）
鶴 見	鶴見公会堂	1	400人
神奈川	市民防災センター	1	300人
西	クイーンズスクエア横浜クイーンズサークル	8	3,700人
中	横浜情報文化センター 駐車場	1	300人
港 南	上大岡CAMIO(カミオ)	1	200人
保土ヶ谷	サンシャイン保土ヶ谷	1	150人
	保土ヶ谷公会堂	1	160人
旭	旭公会堂	1	400人
	相鉄線二俣川駅構内	1	500人
磯 子	磯子公会堂	1	200人
金 沢	泥亀（でいき）公園	1	250人
港 北	港北公会堂	1	500人
緑	J R 横浜線鴨居駅コンコース	1	600人
	緑公会堂	1	400人
青 葉	青葉台東急スクエア1階 アトリウム	1	300人
都 筑	市営地下鉄センター南駅前 すきっぷ広場	1	2,000人
戸 塚	戸塚駅地下1階 コンコース	1	600人
	J R 東戸塚駅前 オーロラモール正面入口	1	150人
栄	栄公会堂	1	100人
泉	相鉄線いずみ中央駅コンコース	1	100人
	泉区総合庁舎前	1	300人
	泉公会堂	1	100人
瀬 谷	相鉄線瀬谷駅北口駅前広場	1	1,000人

*18年3月1日(水)、南区防災ふれあいコンサートは雨天のため、中止となった。

(音楽隊)

■ 定期演奏会等の実施

防災の輪をさらに広げることを目的とし、定期演奏会を毎年開催している。

平成17年度は、7月16日(土)に「2005 定期演奏会～大切な人の笑顔のために・・・!～」を神奈川県民ホールに約4,000人の市民を招いて2回公演で開催した。

■ 音楽隊の主な活動行事

音楽隊は、演奏活動を通じて、市民の防火防災に対する関心と意識を高め、消防に親しみを持って理解してもらうことを任務としており、前述の防災ふれあいコンサートを除く主な活動内容は、次のとおりである。

- 4月5日 セントラル・リーグ公式戦「横浜対巨人」試合前イベント
- 4月23日 鯨類捕獲調査船団横浜寄港を歓迎する会 開会式
- 4月24日 日清オイリオ 横浜磯子春祭り
- 5月3日 第53回国際仮装行列「ザ・よこはまパレード」
- 5月5日 帆船日本丸公開20周年記念式典
- 5月30日 「ヨコハマはG30(ゴミゼロ)」PRイベント
- 6月1日 第24回横浜開港祭
- 6月22日 神奈川県下消防救助技術指導会
- 6月28日 第4回関東甲信越地区日本弁論大会
- 7月16日 横浜市消防音楽隊「2005 定期演奏会」
- 7月22日 2008年横浜サミット誘致推進協議会設立記念式典
- 8月初旬 泉区、港南区、南区食中毒キャンペーン
- 8月7日 第29回国際親善盆踊り大会
- 8月21日 第27回ヨコハマカーニバル
- 9月9日 救急の日 広報キャンペーン
- 9月29日 横浜市民防災センター来場者100万人達成記念式典
- 10月1日 共同募金オープニング激励会
- 10月9日 県警音楽隊「ドリルの祭典」
- 10月20日 全国女性消防操法大会
- 11月1日 第54回横浜市戦没者追悼式
- 11月3日 横浜市民防災センター来場者100万人達成イベント
- 11月20日 第25回全国豊かな海づくり大会
- 11月26日 新横浜パフォーマンス 2005
- 12月4日 職員と家族のためのファミリーコンサート
- 12月16日 横浜開港150周年記念ラッピング電車発車式
- 1月上旬 平成18年 各区消防出初式
- 1月13日 第32回職業訓練生「私の体験と抱負」発表大会
- 2月11日 港北区平成17年度防火ポスター・防火書道表彰式及びBFCなかよしコンサート
- 2月26日 客船「飛鳥Ⅱ」命名式
- 3月5日 都市計画道路環状4号線(下飯田地区)開通式
- 3月17日 客船「飛鳥Ⅱ」デビュークルーズ出港
- 3月29日 平成17年度神奈川県消防防災功労者表彰式

予 防 課

■ 住宅防火対策の強化推進

住宅火災による死傷者発生の防止・被害の軽減を図るため、出火防止等の啓発指導、住宅用防災機器の普及促進のための施策を推進した。特に、ひとり暮らし・寝たきり高齢者世帯等に対しては、福祉部門と連携した防災訪問による「住宅用火災警報器」の設置普及を重点に実施し、これまでに約3,600世帯が住宅用火災警報器を設置した。また、全世帯への普及についても、民間事業者主体の活動に協力し、啓発用パンフレットの作成・配布を支援するとともに、平成15年8月に設けられた購入希望者等への電話による相談窓口で、約300件の相談を受けるなど、協働して促進を図った。

■ 放火火災対策等の強化推進

火災傾向の分析に基づいた火災原因別の出火防止対策として、特に、火災原因の1位である放火火災対策について、地域、事業所、関係機関との連携を密にし、自主防災意識の啓発、ホームページによる放火火災発生情報の公表などによる市民への注意・意識喚起等による「放火されない、放火させない環境づくり」を進めるとともに、時間や場所等の地域住民の要望を取り入れた消防隊等による巡回警戒を実施した。また、モデル事業として、6区7地区に放火防止カメラを設置し、抑止効果の検証等に基づき今後の事業展開について検討することとした。

■ 地震時の出火防止指導の推進

地震発生時に出火させない備えとして、火気使用場所や火気使用器具の付近には可燃物を置かないこと等について防災指導会及び火災予防査察等を通じて、市民啓発を行った。

■ 老人福祉施設等と周辺住民との災害応援協力体制の確立に向けた支援の推進

老人福祉施設等に対して、災害時における地域との応援体制づくりの確立に向けて支援を推進した。平成17年度中に20施設が新たに締結し、平成18年3月31日現在で締結数は125施設となった。

■ 「市民防災の日」実践活動の展開

昭和43年9月から毎月15日を「市民防災の日」と定め、市民総ぐるみの運動として展開しており、平成14年度から大規模地震災害への対応に活動の重点をおきながら、各区「市民防災の日」推進委員会を中心に実践活動を展開した。

1 重点推進項目

- (1) 地震対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 放火されない・放火させない環境づくりの推進

2 各区分における到達目標

- (1) 各家庭においては、家具の転倒防止、災害用物品の備蓄、住宅の耐震補強等の地震対策を充実させるとともに、住宅用火災警報器の設置等により火災による死者の発生防止対策が図られていること。
- (2) 地域においては、地域防災拠点が自主的に運営され、住民による消火・救助・救護活動等を実

施することが可能となり、行政と連携しながら自立した地域防災が図られていること。

また、放火されない・放火させない環境づくりが地域全体で推進されていること。

- (3) 事業所等においては、実情に合わせた地震対策が講じられているとともに、十分な防火管理が行われていること。

■ 広報・広聴活動の充実強化

消防業務を推進するうえで、消防施策、行事等について市民の理解と協力並びに防災思想の普及を図るため、多くのマスメディアやインターネットホームページ等の広報手段を活用し、幅広く消防広報を展開するとともに、市民からの意見・相談等を受け付ける市広聴制度のほか、当局ホームページからの広聴活動も積極的に実施した。

1 消防広報

- (1) 市広報誌のほか、市政記者会及び県警記者クラブに所属する新聞、テレビ、ラジオの各社、並びに各種雑誌等のマスメディアを活用して消防の施策、諸行事、防災の心得等を市民に情報提供した。
- (2) 放火防止・出火防止対策として、ホームページに「放火火災発生状況」を随時掲載したほか、市営地下鉄、JR桜木町駅及び周辺に設置されている電光掲示板での放火火災に対する注意喚起を実施、各消防署でチラシ、立看板、懸垂幕及び工事中の建築物の囲い塀等へ掲示した。
- (3) 全国一斉に行われている「文化財防火デー」「春・秋の火災予防運動」「防災週間」「救急医療週間」「119番の日」等の啓発キャンペーンにあわせ、本市の特色を生かした広報活動を実施した。
また、住宅防火を推進するため、各種キャンペーンで住宅用火災警報器の普及に力点を置いた活動と救急需要の増加対策としての適正利用の広報を展開した。
- (4) 9月1日を中心とした「防災週間」及び1月15日の「防災とボランティアの日」を中心に市内の百貨店、スーパーマーケット、商店街等、多くの人が集まる場所で「地震防災展」を開催し、地震被害の写真パネル展、防災指導車による震度体験、防災相談等を行い、地震防災意識の高揚を図った。
- (5) 小・中学校をはじめ自治会・町内会、家庭防災員など多数の市民が消防局指令センター、市民防災センター、横浜ヘリポート及び消防署所の施設や車両等の見学をした。
- (6) 横浜フィルムコミッションを通じ依頼されたテレビドラマの撮影に協力、また、個別に依頼された幼児向け絵本に掲載される消防車両等の写真撮影に協力し、横浜消防のイメージアップに努めた。

2 広聴活動

「市民から提案」として寄せられた230件の意見・要望に対応した。

■ 家庭防災員の研修の充実と支援

本市の安全及び安心の向上に資するため、一人でも多くの市民が防災に関し必要な知識及び技術を身につけることを目的とし、「自らの家庭は自らの手で守る」ため、家庭を中心に実践するとともに、隣近所に防災の輪を広げるものとし、平成15年度からは家庭防災員制度の検討、見直しを行い、当制度のより一層の活性化を図った。

- 1 委嘱状の交付は、家庭防災員をはじめ関係各層の意見を集約したものとし、平日以外での開催や基礎研修を併せて実施するなど地域の実情に応じた形態で実施した。
- 2 基礎研修は、平日以外での開催や身近な場所で開催するなど参加しやすいものとした。
- 3 実践研修は、基礎研修を修了した家庭防災員のうち、意欲のある家庭防災員がより広範な知識や技術を修得するものとし、地域課題をとらえた研修内容の充実を図った。

- 4 本制度の趣旨である家庭防災員の自主的な活動を支援するという原点に立ち戻り、平成16年度から研修奨励費を自主活動奨励費に改め、自主活動への助成を行った。
- 5 平成16年度からパンフレットによる自治会・町内会の各戸回覧を行い、制度の市民への周知を図り、推薦制と併せ募集制を併用実施した。
平成17年度は、4,710人を委嘱し、委嘱総数は172,094人となった。

■ 地域における自主防災体制の充実

地域防災力の向上のために、町の防災組織や地域防災拠点の関係者を対象に訓練指導を行うものであり、大地震に備えて、自主防災組織と防災関係機関が連携協力した防災体制を確立するため、昭和54年4月から組織化を推進するとともに、昭和55年度から、組織強化を図るため訓練指導を行っている。平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、平成16年に発生した新潟県中越地震、スマトラ沖地震津波災害などを教訓として、地域・住民が自主的に行動できる体制作りの指導助言を行っている。

■ 防火対象物の自主防災体制の充実

消防法に基づき防火管理者の資格を取得するための甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習並びに、一定規模以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に対する甲種防火管理再講習を開催すると共に、横浜市火災予防条例に基づき、自衛消防隊員等に対する消防技術講習を行い、防火管理上必要な業務を適切に遂行するため、消防計画及び自主防火管理基準に基づいた体制づくり、従業員教育、日常点検など自主防火管理体制の強化充実を指導した。

1 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管講習

消防法施行令第3条の規定により、防火管理者としての必要な資格を取得するための講習を開催し、防火管理者未選任対象物の解消を図った。

2 甲種防火管理再講習

消防法施行規則第2条の3の規定により、一定規模以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に対し、5年以内ごとに受講が義務づけられた甲種防火管理再講習を開催し、資格取得後の改正法令や防火管理業務の最新の知識・技能の習得を図った。

3 消防技術講習

横浜市火災予防条例第71条第6項の規定により、自衛消防の組織を定めた防火対象物の自衛消防隊員に対し、必要な消防技術を習得させ、火災等の災害に備えた防火管理体制の確立を図った。

4 防災センター要員講習

消防法施行規則第3条第8項の規定により、防災センターで監視、操作等に従事する者に対し、必要な知識と技術を習得させ、防災体制の確立を図った。

■ 少年消防クラブ

児童・生徒に対して火災予防に関する思想を啓発し、生活に密着した防災知識の普及を図ることを目的として、昭和39年に小・中学校20校をもって学校教育の場を通じ活動を始めた。

昭和57年度からは、遊びや生活の場を通じて防災教育を行うこととし、地域単位の結成に事業転換し、本署及び消防出張所の受持区域ごとに1クラブを結成した。

平成18年3月31日現在では98クラブ、4,900人が活動している。

主な活動としては、消防の仕事や火災予防について学ぶ学科、通報要領やロープ結索等の実技と消防署や防災施設等の見学会などである。

指 導 課

■ 危険物等に係る安全対策の推進

防災指導会等により、危険物施設の定期点検や予防規程の充実強化を図り、事故の教訓や危険要因の把握に基づく事故防止対策を推進した。また、指定可燃物について、新たに再生資源燃料を指定可燃物に指定するなど、火災予防条例の改正を行い、その安全対策を図った。

■ 危険物施設等の自主保安体制の充実

危険物施設保有事業所の自衛防災組織等の応急活動体制充実のため、予防規程、防災規程などの整備を図るとともに、危険要因の把握、地震発生時の措置、工事中の安全管理等、自主保安体制の強化を促進した。

■ 危険物施設数の推移

平成17年度末の横浜市内の危険物施設保有事業所数は2,208対象で、前年度より82対象の減となった。また、危険物施設数については6,093施設となり133施設減少した。許可区分別に施設数を見ると、移動タンク貯蔵所が1,387施設（全体の22.8%）と最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所の1,005施設（16.5%）、一般取扱所875施設（14.4%）、地下タンク貯蔵所の858施設（14.1%）、屋内貯蔵所768施設（12.6%）がこれに次いでいる。前年度との比較では、移動タンク貯蔵所が40施設、地下タンク貯蔵所が34施設、一般取扱所が24施設、給油取扱所が16施設、屋外タンク貯蔵所が11施設それぞれ減少しているが、屋外貯蔵所が8施設、販売取扱所が2施設増加した。

■ 平成17年度中の危険物の事務処理状況

許認可等の事務処理件数は、9,489件で前年と比べて1,638件の減となった。内容を見ると、危険物保安監督者の選任・解任や設置者の住所・氏名・名称の変更などの届出事項が2,295件減少した一方で、製造所等の設置・変更許可や完成検査前検査・完成検査などの申請事項が657件増加した。

■ 消防用設備等設置指導の充実

横浜市火災予防条例改正に伴う住宅用防災機器設置のため、情報提供として、横浜市域を業務区域とする指定確認検査機関及び横浜市建築士事務所協会に説明会をした。

また、窓口相談スペースのレイアウト及び設備の充実を図った。

さらに、法令改正等に伴い「消防用設備等設置規制事務審査基準」の一部改正を行った。

査 察 課

■ 地震時の出火防止指導の推進

立入検査等により、火気使用設備、器具等が横浜市火災予防条例の基準に適合して設置、管理されているかを検査し、出火防止指導を推進した。

■ 危険物に係る安全対策の推進

立入検査により、危険物施設の位置、構造、設備や危険物の貯蔵・取扱いが法令の基準に適合しているかを確認し、危険物施設の定期の点検指導や安全意識の向上、保安の確保など予防規程の充実強化を図り、事故の教訓や危険要因の把握に基づく事故防止の推進を図った。

■ 査察及び違反是正指導等の充実強化

1 違反是正指導の推進

消防法令等の違反を確知し、指導を重ね是正指導に応じない防火対象物に対しては、厳正かつ公正な違反是正措置を積極的に講ずることにより違反を是正させるとともに、建物の防火・避難管理の徹底を中心として消防吏員による措置命令を行うなど、違反是正指導を推進した。

2 効率的・効果的な査察の推進

防火対象物定期点検報告制度に伴う特例認定を受けた対象物の査察を減らし、その分違反是正に重点を置いた査察を実施した。また、立入検査を効率的かつ効果的に実施するため、署査察員等を査察課に一定期間派遣させ、研修を行うことで、職員の査察能力の向上、署の査察体制の充実を図った。

3 自動火災報知設備の設置そ及指導の推進

消防法令の改正に伴い、自動火災報知設備の設置を要することとなった小規模なビル等のそ及について、猶予期間である平成 17 年 10 月 1 日までの間、設置指導を重ね、猶予期限終了後も設置未了対象物に対しては、速やかに構造・用途に伴う危険度を勘案した違反是正及び設置の促進を図った。

■ 防火対象物の自主防災体制の充実

防火対象物定期点検報告制度に伴う点検未実施対象物に対し、指導を強化し報告を求めるとともに、特に物品販売店舗に対する自主防災体制の充実を図った。

警 防 課

■ 警防体制の再構築

新たな視点に立った部隊編成・運用基準の制定（警防規程等の改正）、特殊車両の配置の見直し、救急事案に対する消防隊と救急隊との連携体制の検討、柔軟な部隊運用に基づく訓練の実施など警防体制全般の見直し・検討を実施した。

■ 基礎的な警防活動能力の向上

消防隊員及び救助隊員が保持すべき基礎的諸能力の測定にあたり、能力水準の見直しなどを行い、隊員個々の警防活動能力の維持向上を図った。

■ 指揮機能の強化

突発的な災害事案に対する指揮者の判断と指揮本部要員の活動について、安全管理体制を踏まえた上で警防活動技術交換会及び指揮本部運営訓練を実施し、指揮機能の強化を図るとともに、尼崎列車事故を踏まえて大規模災害における指揮体制について検討し、消防・救助・救急・航空指揮部の設置、具体的な活動要領の策定など指揮体制の充実を図った。

■ 警防訓練の実施

あらゆる災害に的確に対応するため、訓練体系に基づく基本計画を策定し、訓練規模に応じて、局が計画する訓練（特別訓練）と各署が計画する訓練（通常訓練）により、創意工夫した実践的な訓練を実施した。

■ 救助活動における救護処置体制の確立

高エネルギー事故等の救助活動時に要救助者に対して迅速・的確な救護処置が行えるよう、「救助活動現場における救護要領」を作成し、救護処置体制を確立した。

■ 震災時における消防本部、地区本部運営の充実と緊急消防援助隊の受入体制の確立

7月23日に発生した本市における震度5弱の地震での対応を踏まえて、局、署合同により発災初期、中期における消防本部、地区本部運営訓練を実施し、緊急消防援助隊の受入体制を含めた応急活動体制の更なる充実を図った。

■ 風水害・都市災害時の本部運営体制の強化

風水害時における地区本部との本部運営訓練を実施し、風水害時における消防活動体制の充実強化を図るとともに、夜間、休日の大災害発生時に区役所の体制が整うまでの間、消防署が区役所に代わって実施できる事項等を検討し、防災初動機能の強化を図った。

■ 航空消防体制の充実

航空隊と救助隊との連携活動の充実・強化を図るため、航空救助連携隊及び航空救助連携隊の活動支援を任務とする航空支援隊との連携訓練を継続して実施し、航空消防体制のさらなる充実を図った。

■ 無線のデジタル化に向けた警防活動体制の検討

消防・救急無線のデジタル化によって、消防隊等動態・位置管理など警防活動体制の高度化が図られることから、必要な情報の整理、部隊運用体制のあり方など今後の消防・救急デジタル無線整備計画を策定する中で検討を行った。

■ 放火火災対策等の強化推進

放火火災対策を推進するため、「巡回警戒実施要領」に基づき、自治会、町内会等において地域住民との話し合いを行い、消防隊等による巡回時間や巡回ルート等の「巡回計画」を定めるなど、「地域住民と協働した巡回警戒」を実施した。

また、児童・生徒の安全の確保を目的として、6月から順次、市内の337の小学校と61の幼稚園・保育園の周辺や通学路などを登下校の時間帯を中心に、消防隊等による巡回警戒を実施した。

■ 消防体制の再構築

消防力整備指針の改正に伴う消防署所配置基準の考え方の整理を行うとともに、都市基盤の整備に伴う現行道路状況を踏まえた消防署所の配置状況を検証し、将来を見据えた消防署所配置のあり方について検討を行った。

■ 消防団訓練の推進

可搬式小型動力ポンプによる火災防御訓練を始め、各消防団器具置場に配置してあるチェーンソーなどの地震対策用救助資機材などの訓練指導、地域防災拠点の配置資機材習熟訓練等消防団災害防御活動がより円滑化するよう訓練指導を行った。

指 令 課

■ 消防・救急無線のデジタル化対策

消防・救急無線デジタル化移行に伴い、県が主体となり県域による広域化・共同化による整備について検討を行った。

■ 救急管制チームの編成に向けた検討

医師や救急救命士で編成する救急管制チームを編成し、119番通報救急要請受信時の緊急度識別及び医療機関を受診する必要性の有無等について、市民が相談できる窓口のあり方について、検討を行った。

■ 有線・無線設備の充実強化

消防署所の整備及び消防車両等の増車・更新に伴い、有線系・無線系機器を整備し、有線・無線設備の充実強化を図った。

- ・車載無線機 救急系25W 新規1台
- ・携帯無線機 消防系1W 新規1台
- ・署系無線機 車載用1W 新規1台 更新20台 隊員用1W 新規1台

■ 指令コンピュータ設備のソフトウェアの改善

円滑な指令管制業務と各種情報の変化に対応するため、指令コンピュータのソフトウェアの改善を行った。

また、部隊の増設、町名変更等による災害出場計画表の変更に伴い、データ変更を行った。

■ 指令通信技術の向上

災害時の的確な情報受伝達体制を確立するため、ヘリコプターテレビ映像や監視カメラ映像操作及び地域衛星通信ネットワークを活用した防災映像送受信訓練を行うとともに、大規模災害に備え、指令班応援職員に対する災害受信習熟訓練を行った。

また、急増する119番通報受信時における応急手当口頭指導をよりの確に行うため、指令課員の知識・技術の向上を図った。

計 画 課

■ 各種消防計画の見直し

「横浜市地震被害想定」の策定を受け、横浜市防災計画・震災対策編の改正が実施されたことから、「震災対策消防計画」の職員動員等について必要な見直しを実施した。

また、国民保護法に基づき、総務局危機管理対策室が主体に実施する「(仮)横浜市国民保護計画」の原案策定に参画し、当該計画に基づく細部計画策定に係る消防関連項目を検討し、方向性を定めた。

■ 警防計画の策定事務の推進

平成15年度に改正した警防計画策定基準等に基づき、OAを活用した効率的な事務処理方法により、平成16年度から2か年計画で全対象の更新・策定事務を推進し、当該計画が100%策定された。

■ 防火水槽の整備

1 防火水槽の整備

公設防火水槽の総数は2,637基(100m³・347基、40m³・2,290基)であり、増加数は14基(100m³・1基、40m³・13基)である。

2 消火栓の増設

消火栓の総数は58,127基(公設53,994基・私設4,133基)であり、増加数は567基(公設494基・私設73基)である。

3 消防水利の維持管理

常時正常に使用できるよう、防火水槽内部の補修工事や蓋・蓋枠の取替え、設置位置の調整等の委託業務を実施した。

4 防火水槽整備基準の策定

新たな防火水槽整備基準を策定し、175の整備必要メッシュに必要な水量を確保することを整備目標とし、公設での防火水槽設置用地が確保困難なメッシュにおいて、民間事業者が建設する耐火建物の基礎部分を利用して地中ばり水槽等を設置していただき、その建築費に補助金を交付する消防水利施設設置補助金交付制度を創設した。なお、当該制度により、40 m³の地中ばり水槽が1基設置された。

■ 開発行為等に伴う消防水利の設置指導

都市計画法、横浜市開発事業の調整等に関する条例その他各種指導指針に基づき、開発事業を行う事業者に対して消防水利の設置を指導した。

■ 火災調査業務の充実

1 火災調査に携わる専門調査員の技術と鑑識能力の向上を図るため、平成16年度までの専門調査員初級研修と上級研修を統合した専門調査員実務研修と、これまでの研修を修了した消防署調査係員を対象とした専門調査員特別研修(専門調査員実務研修6回36人、専門調査員特別研修6回18人)を実施した。

2 専門調査員を養成するため、10日間(12月5日から12月16日まで)にわたり教育課が実施した専科教育火災調査科に協力し、専門調査員38人を養成した。

3 火災調査指揮能力の向上を図るため、調査指揮者である警備第一課長及び第二課長を対象とした調査指揮者研修(18署36人)を5月に実施した。

■ 火災原因の分析と火災統計業務の充実

火災原因の分析と火災統計データの活用を効率的に行い、月報、年報の作成を行うとともに、各課署に火災資料の提供を行った。

■ 司法機関等への協力

火災調査結果に対する照会が、弁護士会4件、警察署9件、裁判所4件、その他2件、計19件あり、内容を検討し回答を行った。

■ 情報公開請求への対応

横浜市の保有する情報に関する条例に基づく申請が7件、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく申請が6件あり、火災調査書類の開示を行った。

救 急 課

■ 救急搬送体制（平成18年4月1日現在）

- 1 救急隊数 62隊（18消防署及び43消防出張所に配置）
- 2 救急隊員（専任） 502人（救急救命士：376人、救急標準課程修了者：66人
救急Ⅱ課程修了者：59人、救急Ⅰ課程修了者：1人）
- 3 救急自動車 83台（実働車：62台、非常用21台）
- 4 救急救命士 411人（専任救急隊員：376人、管理部門等：35人）

■ 救急需要増加への対応

1 転院搬送のあり方の検討

転院搬送の適正化を図るため、救急業務委員会で検討を行い、「転院搬送ガイドライン」を作成した。

2 救急需要抑制広報の実施

各種広報媒体や防災指導などあらゆる機会をとらえ、救急の実態を広く広報し、市民の救急車の正しい利用について理解を深めてもらい、タクシー代わりのような救急車の不適正な利用の抑制を図った。

■ 救急自動車及び救急資器材の増強・整備

中消防署に新たに中第2救急隊を増強配置し、平成17年10月3日から運用を開始。市内の救急隊は62隊となった。

また、併せて救急自動車9台を更新した。

■ メディカルコントロール体制の充実強化

1 メディカルコントロール協議会（横浜市メディカルコントロール協議会）

本市におけるメディカルコントロール体制の充実を図ることを目的として、平成14年12月5日に、横浜市救急業務委員会幹事をもって構成した「横浜市メディカルコントロール協議会」を設置し、平成17年度も引き続き救急救命士の処置範囲拡大について審議を行った。

2 救急救命士等に対する指示・助言体制（横浜市救命指導医制度）

メディカルコントロール体制における、救急救命士等に対する常時かつ迅速な指示・助言体制として、消防指令センターに医師が勤務する「横浜市救命指導医制度」を平成5年8月から運用しており、24時間365日の指示・助言体制を確立している。

3 救急活動の事後検証体制の充実

消防局における救急活動に関する検証（一次検証）に加え、医学的観点からの医師による検証（二次検証）を平成15年度から実施している。

4 救急隊員の再教育

(1) 救急救命士再教育研修

平成7年度から、救急救命士資格取得後3年ごとに、最新の医療技術・知識の修得等を目的とした病院臨床実習を実施しており、平成15年度より資格取得後2年ごとの研修とした。

平成17年度は、169人の救急救命士に対し、8医療機関でそれぞれ3当直実施した。

(2) 症例検討会

平成4年度から、救急隊員等に最新の救急医療の現状と医学知識を修得させ、技術レベルの維持向上を目的として実施しており、平成17年度は、8医療機関等で実施し、計791人が参加した。

■ 救急救命士実務研修（就業前研修、単位取得研修）

救急救命士国家試験合格後、救急救命士として必要な処置知識及び技術を習得させることを目的として実施している。研修内容は、所属において行う習熟研修、病院において当直で行う研修を実施したのち、救急業務に従事しながら行う特定行為に関する研修として単位取得研修を実施している。

■ 救急隊員の知識・技術の向上

救急車両及び積載資器材等への習熟等を図るための訓練、救急隊の活動能力の向上を図った。

■ 横浜市救急業務委員会

救急隊員の行う応急処置範囲の拡大、救急救命士の業務開始等に伴い、救急業務に関する諸問題の解決と医療機関とのより円滑な連携を図るための恒久的な検討機関として平成4年度から「横浜市救急業務委員会」を設置している。

平成17年度は「救急体制の将来像について」及び「転院搬送のあり方について」の2点について検討し、第10次報告が取りまとめられた。

■ 心電図伝送

急性心疾患と疑わしい傷病者に対する正確な病態把握を行うために、救急自動車内の標準四肢12誘導心電計により得た心電図を救命指導医に伝送して、救急隊員に病院選定への適切な助言を行うことを目的として平成7年度から実施しているもので、平成16年度に全救急隊への標準四肢12誘導心電計の整備が完了した。平成17年度は、中第2救急隊運用に伴い整備を行った。

■ 救急の日関連事業

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、昭和57年に「救急の日」(9月9日)及び「救急医療週間」(9月9日を含む日曜日から土曜日の1週間)が制定されたことを受け、消防局においても救急の日関連事業の推進を図っている。

主な内容は、救命講習会、救急指導会、総合訓練で、平成17年度は、救急医療週間中に計116回の講習会等を実施、23,205人が参加した。

■ 感染防止対策の推進

1 感染防止対策用洗濯機・乾燥機の活用

救急活動後の二次感染を防止するため、平成16年度までに全救急隊配置署所に整備が完了した感染防止対策用の洗濯機・乾燥機を活用し感染防止対策を推進した。

2 オゾン殺菌装置の活用

救急車内の殺菌が効果的に実施できる、空気循環式オゾン殺菌装置を平成16年度までに全救急隊に整備が完了し、これを活用し感染防止対策を推進した。

■ 応急手当の普及啓発事業の推進

救急事故発生の際に現場に居合わせた市民が速やかに、かつ、適切な応急手当を実施することは、傷病者の救命効果の向上を図る上で極めて重要であることから、平成6年8月1日に「横浜市消防局応急手当普及啓発規程」を制定し、市民に対する応急手当の普及啓発の積極的推進を図っており、平成17年度は、25,552人に救命講習を実施した。

■ 民間における患者等搬送事業

平成2年4月1日制定の「横浜市患者等搬送事業認定要綱」に基づき、認定を受けようとする事業者からの申請を前提として、要綱の基準に適合している事業所への認定及び認定マークの交付並びに事業所認定の条件となる乗務員に対する講習及び乗務員適任証の交付等を行政指導の立場で実施している。

1 認定事業者数	13事業者
2 車両台数	22台
3 乗務員適任証保有者数	58人

(平成18年4月1日現在)

■ 救急現場におけるトリアージ及び消防隊と救急隊の連携活動についての検討

119番通報段階でのトリアージに基づく出場体制構築のための、救急現場におけるトリアージ及び消防隊と救急隊の連携活動要領の検討を行った。

管 理 課

■ 教育内容の充実及び教育訓練施設の整備の検討

1 教育内容の充実

社会情勢の変化等に適応するため、教育内容の充実を図り、教育の実施状況の調査結果と各所属からの要望等を勘案し、平成18年度教育年間計画に反映させた。

2 教育訓練施設の整備の検討

学校教育訓練施設について、長期的視野に立った整備、検討を行い実施した。

- (1) 宿舎棟外壁塗装工事
- (2) 水難救助訓練場改修工事

■ 消防学校教育以外の施設利用状況

平成17年度

施設	利用団体		消防団・自衛消防隊		厚生活動等		計	
	団体	人員	団体	人員	団体	人員	団体	人員
合計	119	4,941	119	2,555	7	862	245	8,358
大訓練場	21	2,428	107	2,041	1	210	129	4,679
小訓練場	41	461	3	160	0	0	44	621
屋内訓練場	56	1,752	4	200	6	652	66	2,604
消火訓練場	1	300	5	154	0	0	6	454
水難救助訓練場	0	0	0	0	0	0	0	0

* 消防局・消防署が行った訓練は含まれていません。

(管理課)

教 育 課

■ 人材育成ビジョンの策定

人材育成ビジョン(消防職員版)を策定し、求められる消防職員像と行動指針を定めた。また、消防職員として備えるべき知識・技術等を明確にしたほか、人材育成のための教育体制や教育方法を体系づけた。

■ 消防職員教育の充実

消防の職務遂行に必要な知識・技術の修得及び各種資格を取得させ、執務能力の向上を図るとともに、体力管理をとおして災害対応力の強化を図るため消防職員教育を実施した。

1 消防学校教育

(1) 初任教育

初任教育は、新採用職員に12か月の教育を、下記の3期に分けて実施した。

ア 初任基礎教育

基礎的知識・技術の修得及び各種資格を取得させるほか、職責の自覚・使命感の確立、強靱な体力の錬成及び豊かな人間性を備えた消防職員の養成を行なった。

イ 初任実務教育

初任基礎教育で修得させた基礎的知識・技術等の実践を通じて、対応力の向上を図った。

ウ 初任総括教育

初任実務教育の効果を確認と補正を行ない、以後の職務に対応できる能力の完成度を高めた。

(2) 現任教育

現任教育は、次の区分により実施した。

ア 経営・運営責任職教育

消防署長及び予防課長を対象に実施し、署長科においては職員の意識改革への取組、人材育成、職場教育(OJT)の手法の確認、予防課長科では、職責の認識と職場教育(OJT)を積極的に行なうための意識づけと姿勢の醸成を目的として実施した。

イ 昇任者教育

消防司令、消防司令補及び消防士長への階級昇任者を対象に、それぞれの階級に応じた職責の自覚、管理監督・危機管理能力の向上を目的として実施した。

ウ 専科教育

救助隊員養成科、救急救命士養成科等、業務遂行に必要な専門的かつ高度な知識・技術の修得及び資格取得を目的として実施した。(10科を実施)

エ 特別教育

救急救命士の処置拡大に伴う追加教育、安全運転教育等、社会情勢の変化に対応しうる専門的知識・技術の修得及び資格取得を目的として実施した。(7教育を実施)

2 委託教育

消防業務遂行上必要な専門的知識・技術の修得及び各種資格を取得させるために、消防大学校や、その他の教育・研修機関へ職員を派遣して教育を実施した。

3 その他の教育

職員の技能の向上、自己開発の要望に積極的に対応するために、外部講師等による講演を公開講座として実施するとともに、各教育を公開として実施した。(20回847人に実施)

■ 消防団教育の充実

大規模災害時における対応力の向上を図るため、地震対策資機材の習熟訓練、消火・救助・応急救護技術の教科を重点に、新たに班長となった団員を対象に初級幹部教育を、分団長以上の幹部を対象に中級幹部教育を実施した。また、災害現場において中核的な活動をするとともに、消防団員の指導的立場となる団員を対象とし、専科教育警防科を実施した。

また、消防車の運転・操作についての安全意識の高揚を図るため、新たに専科教育機関科を実施した。

■ 市民消防教育の充実

市民等の消防・防災に関する知識の習得、消火・避難等の体験をとおした災害対応能力の向上を目的に実施した。

■ 教育体制の充実等

1 教育体制の充実・整備

確実な教育効果を確保するため、横浜市消防職員等教育規程を改正するなど教育体制の充実・整備を図った。また、消防学校教育においては、各教育ごとに到達目標を定め、教育カリキュラムを編成するとともに、社会情勢の変化等に柔軟に対応できるものとするため、適宜、教育内容の見直し、充実を図った。

2 体力管理の推進

人材育成ビジョンで掲げる体力目標（総合評価B以上）に向け、「新体力テスト」の実施結果を分析して、年代別、業務別の到達目標値を設定したほか、「横浜市消防職員の体力管理に関する規程」を改正し、体力管理の推進体制を整備した。

研究開発課

■ 消防科学研究の推進

火災原因調査等の充実を図るため、各種の測定機器や情報処理装置を活用するとともに、次の業務を行った。

1 火災の科学的原因究明手法に関する調査研究

火災の原因を合理的に究明するため、ガスクロマトグラフ分析装置を活用した引火性液体の分析手法の確立と外部の研究機関が保有する高度分析装置の使用に関する調査研究を行った。

2 火災原因調査における鑑識、鑑定並びに実況見分

消防署からの依頼に基づき、火災原因を科学的に究明するため、当局保有機器のほか、外部研究機関等で保有している分析機器を使用することにより、鑑識・鑑定結果の精度向上を図り、調査業務及び火災予防施策に必要な資料とした。

3 危険物等の判定試験

危険物規制事務を適正に執行するため、消防署等からの依頼に基づき、危険物の規制に関する法令に従って判定試験を行った。

■ 消防機器開発・改良の推進

1 消防資機材等の開発改良業務

(1) 消防隊員現場活動支援装置の開発

新消火システム開発で得られた経験から、濃煙・濃水蒸気下での消防隊員の安全確保・水損防止のため赤外線を利用した消防隊員現場活動支援装置開発に着手し、モニター部の試作を行った。
また、本装置開発のため独立行政法人消防研究所（現消防庁消防大学校消防研究センター）と「大規模閉鎖空間における消防活動に関する研究」に関する共同研究を引き続き行い、閉鎖空間における消火実験等を行い、研究開発の成果について全国消防技術者会議や日本火災学会への研究発表を行った。

(2) 新消火システムの改良

水／空気2流体混合噴霧放水による少水量の消火システムの研究開発の一環として、実火災に対する有効性を確認するため実働消防隊に背負いタイプ放水装備と可搬ユニットタイプの検証配置を引き続き行い、配置中の部隊からの要望により、試作機に必要な改良を行った。

(3) 誘導ロープ専用リールの試作

消防機器資材の開発改良に関する提案の募集による優秀作品のうち、多くの部隊での活用が見込まれ開発の効果が大きいこと等から、より迅速、確実な内部進入及び人命検索を行うための誘導ロープ専用リールを試作し、消防隊等による試用を行うこととした。

2 消防機器資材の開発改良に関する提案の募集

(1) 応募作品数 機器提案 25点

(2) 入賞作品

ア 優秀作品 2点（消防訓練センター所長表彰）

（ア）「誘導ロープ専用リールの考案について」（港北消防署）

（イ）「ビッグライン2000遠距離ホース延長車ホース延長補助装置の考案」（鶴見消防署）

イ 横浜市消防表彰条例及び同規則等に基づく上申作品（局長表彰）

「誘導ロープ専用リールの考案について」（港北消防署）

ウ（財）全国消防協会主催の募集への応募作品（2点）

本件募集について、上記アの2点を応募した。

■ 地震観測業務から地震情報収集業務への転換

微小地震計を市内4箇所を設置し、併せて市内及び周辺に独立行政法人防災科学技術研究所（文部科学省所管）が設置している微小地震計6箇所からデータを取り入れ10点観測を行ってきた。平成17年の地震観測状況は、観測総数 2,151回であった。これらのうち、横浜市内を震源とする地震は46回であった。

なお、国レベルの地震観測環境の変化に伴い、ウェブサイトを通じ震源データなどが広く流通し始めていることから、業務運営の効率化を図るため、地震観測業務から地震情報収集業務への転換をすべく検討を行い、平成18年4月1日より地震情報収集業務への転換を図ることとした。

航空管制科・整備科

■ 航空消防体制の充実

横浜ヘリポートは、昭和57年4月、国内で初めて航空灯火を完備した24時間離着陸可能な非公共用ヘリポートとして開港し、神奈川県警察航空隊と共同使用している。現在、当局では、2機のヘリコプターと操縦士、整備士及び航空救助員を配置し、24時間災害に即応する体制を確立している。また、平成17年度は、航空救助員制度の規程改正に伴い、航空機による救助活動体制等を構築するため、航空救助連携隊及び航空支援隊の教育訓練を実施した。

平成17年度中のヘリコプター運航状況は、第1航空隊及び第2航空隊合わせて555回出場し、そのうち災害出場は117回で、火災状況等の情報収集及びヘリテレビ映像伝送活動を実施した。

■ 航空活動業務

航空隊は、各種災害活動を行うため、次のような業務を実施した。

1 各種訓練

- (1) あらゆる場面で安全な運航を確保するため、緊急操作訓練をはじめ計器飛行訓練、夜間飛行訓練、長距離飛行訓練及び機長養成教育訓練を実施した。
- (2) 航空救助活動等の任務を円滑に遂行できる体制を構築するため航空救助連携隊、航空支援隊に対し継続的な訓練を実施した。
- (3) 広域応援出場体制の強化、受援体制の確立のため、所属での訓練の他、東京都、埼玉県及び県内各消防本部職員との連携活動要領等の教育訓練を実施した。

2 各種実態調査

- (1) 市内高層建物の屋上等について、ヘリコプターでの活動可否状況を調査した。
- (2) 緊急時に離着陸のできる公園や広場、グラウンド等について調査し、国土交通省へ飛行場外離着陸場の許可申請を実施した。

■ 整備業務

航空機の安全運航を確保するため、航空法及び航空機製造会社が定める各種点検、並びに国土交通省航空局が発行する検査要領に基づき、次の点検整備を実施した。

- 1 日常点検として、飛行前後及び飛行間に行う点検等を毎日実施した。また、定期点検として、飛行時間25時間ごとに行う点検及び、60日ごとに行う点検等を定期に実施した。
- 2 年1回の実施が義務付けられている機体の耐空証明更新検査（自動車検査に相当）の整備を、国土交通大臣が認定する整備工場に委託するとともに、その整備状況についての確認検査を実施した。
- 3 第1航空隊及び第2航空隊の両機について尾部回転翼を強化型に改修するとともに、航空機用救命無線機を通信衛星にも対応できるものに改修した。

横浜市民防災センター

■ 市民防災センター機能の利用促進

市民防災教育のより一層の充実を図るため、平成14年度から展示室の無休化を実施している。これに伴い、広報誌への掲載や観光案内所等にパンフレット配布依頼などのPR活動と併せて、家庭防災員、少年消防クラブ員及び町の防災組織等の防災関係者はもとより、研修センターや学校関係者と連携して多くの市民の利用を促進し、各種災害に対する備えと自主防災意識の向上に努めた。

■ 施設の目的

市民防災センターは、横浜駅周辺の災害及び市内の特殊災害に対応する特別消防隊を配置し、消防力の強化を図るとともに、市民防災教育の場として展示施設、地震の模擬震度体験、視聴覚研修、消防訓練等を通じ、防災知識の普及を推進させた。

また、災害用物資の備蓄を行い、大地震等の災害時には、隣接公園と一体化した、一時避難場所として救護・給食・給水及び備蓄物資の放出等救援活動の拠点としての機能を有している。

■ 施設の機能

1 特別消防隊

各種災害に対応する救助資機材等を備えた特別消防隊として救助工作車・耐熱救助車・高発泡車・無人放水車・消防機動二輪車の5台を配置し、横浜駅周辺の地下街、高層ビル等の災害及び市内の特殊災害に対応した。

2 市民防災教育

体験施設、視聴覚施設、防災展示施設等により市民に防災知識の普及を図るとともに、町の防災組織、家庭防災員、自衛消防隊員、消防団員、少年消防クラブ員の防災技術の向上に努めている。

また、市民及び事業所等に対し、防災ビデオテープの貸し出しを行った。

3 災害用物資

大地震等の災害に備え、非常用食料・飲料水・毛布等の救援物資及び各種防災資機材を横浜市防災計画に基づき備蓄保管した。(総務局所管)